(議事概要)

件 名 令和元年度第2回草津市人権擁護審議会

日 時 令和元年7月24日(水)午後2時~2時50分

場 所 草津市役所8階大会議室

出席者 委員:19名(5名欠席)

事務局: 4名 説明員: 7名

1. 開会

開会のあいさつ (総合政策部専門理事 (人権政策担当))

- 2. 議題「人権擁護に関する基本方針」の改訂案について 資料に基づき、事務局より下記の内容について説明。
 - ①改訂の概要について
 - ②個別事項の改訂について
 - ③審議のポイントについて
 - ④フォローアップについて(報告)

これまでフォローアップとして、基本方針に基づき実施している個別事業の進捗を確認することで、基本方針にそった施策展開が行われているかの確認を行っていた。基本方針は計画ではなく、個別事業の進捗状況を確認するものでないため、推進体制の最後にあったフォローアップの項目を削除。

【質疑応答・意見等】

委員 「外国人」の「生活」について、災害時の支援の事が漠然とした記載になっているのでもう少し具体的な文言としてほしい。できれば前回意見した、外国人に対する機能別消防団等についての記載が望ましい。また、外国人の人材を活用した災害時の対応について記載するとよいと思う。

前回の審議会時にはなかったが、6月21日に日本語教育推進法が国会をとおり、外国 人の日本語教育を進めると明記されている。それに関して教育か生活のどちらかに記載 するとよいと思う。

事務局 災害時の支援について、機能別消防団や多言語に対応したマニュアル等が具体的な市の 施策であるが、基本方針は個別の事業の名称を書くものではないため、このような記載 にしている。頂いた意見をふまえ、再度災害を担当している課と相談し、書き方について検討する。

日本語教育に関する法律については、今日は欠席だが、教育委員会と基本方針への記載について相談をしている。法の施行を受けての取組については、現段階では検討が十分でないため記載をしていないが、法の施行後間もないことから、今後方針定まったら基本方針に盛り込んでいく。

- 委員 男女の生活で、地域コミュニティ等の例が記載されているが、まちづくり協議会も入れ てもらいたい。
- 説明員 まちづくり協働課と相談し、町内会の前後に入れる方向で検討する。
 - 委員 「外国人」の「教育」について、草津市国際交流協会の取組が記載されているが、それまでの子どもへの教育に対し、大人の教育については国際交流協会に丸投げのように見える。外国人の受け入れに関する法律もできた中、ここは、国際交流協会と力を合わせ

ながら行政としても取り組む必要があるのではないかと思う。

- 説明員 法改正後、在住外国人は増えている。これまでは記載のとおり、国際交流協会を通した 生活交流を支援という形をとっていたが、交流だけでなく共生という概念をもっと入れ なければならない事は承知しているので、表現について検討する。多文化共生という精 神の中で、生活者目線として外国人の暮らしにどう関わっていくのかといった事を入れ ようかと思う。
 - 委員 子どもだけでなく、意識を変えていくのはむしろ大人のほうだと思うので、お願いする。
 - 委員 「子ども」の分野について、いじめ等弱者に関する問題についての記載となっているが、 子ども達が自己肯定感を育てる取組についても記載してはどうか。子ども自身が自分の 事を好きになれるような施策について記載するとよいと思う。「子ども」の「教育」の 部分になるのかは分からないが。
- 事務局 今の記載は、小・中学校や家庭での教育の事についての記載となっているが、保育所・ 幼稚園の職員に対しても自己肯定感を伸ばすための教育について研修を行っているた め、子ども未来部と相談して記載ができればと思う。
 - 委員 小中学校も含めた子どもの教育について記載するとよいと思う。
- 事務局 教育委員会とも相談する。
 - 会長 高齢者の問題では、運転免許証の返納の問題等が話題になっているが、草津市では問題 になっているのか。県では、車を必要とされている方がたくさんいるので、運転を補助 するものをどのように作るかといった議論があった。
- 事務局 交通の部局が来ていないので、詳細な答えが出来ないが、社会情勢を受けて、免許を返納した方へバスの補助等の施策が必要なのでないかという機運はあると思う。それに対しての市の具体的な施策は現時点ではない。
 - 会長 その他の人権に関する問題で、LGBTが取り上げられているが、例えば申請書の性別 欄を削除する等は、取組事例が多い。また、公園等の中の公衆便所の表示をどうするか という事も議論がある。市として方針に挙げているので、具体的に考えている事はある のか。
- 事務局 LGBTの問題については、重要な事という認識でおり、申請書で不必要な性別欄を設けない事から取組めればと検討している。LGBTに関する施策はその他にも、更衣室の表示やパートナーシップ制度等たくさんあるが、まずは出来る事から始めたいと考えており、他市の事例を研究している状況である。
 - 委員 アンケートを取る時に、男、女、その他といった記載になっている事があるが、その他 という記載は不適切なので、配慮するようにしてほしい。
- 事務局 その他という分類について、当事者の方からすると、他という言い方を適切でないと感じる方がおられると認識している。その他でなく、記載をしたくない等その他以外の記載方法を行っている自治体もあると聞いているので、検討する。
- 会長 インターネット上の問題は集団に対してもあるが、SNSを利用した子どものいじめ等 も問題となっている。この項目(インターネット上の人権問題)を新たに入れたので草 津でも対応しなければならないという想定があるのか。
- 事務局 インターネット上の人権問題について、学校現場でのSNSでのいじめについては(事務局で)把握が不十分でこの場で答えられないが、特定の地域や草津のある部分を指しての差別的な書き込みは実態としてある。その削除に向けて取組を行うのだが、ネットの管理者に削除要請をしても中々それが削除できないという所に課題があると考えており、近畿市長会を通じて改善できるよう取り組んでいる。
 - 委員 隣保館は現在、地元だけでなく、近隣地域も含めて同和問題の解決に取り組んでいるが、 同和問題だけでなく、子ども、高齢者、外国人等あらゆる人権問題の窓口となっており、

誰でも相談できる体制を持っているということが分かるような記載にしてほしい。

- 事務局 御指摘のとおり、隣保館の対象は同和問題だけでなく、人権と福祉の拠点として幅広く 相談業務を行っている。P22に「相談体制・機能の充実」という項目があり、人権センターでの相談業務について記載しているが、隣保館でも同和問題だけでなく、同和問題で培ったノウハウを活かし、あらゆる人権問題の相談を受け付けているため、この部分に隣保館の記載をする事について検討する。
 - 委員 経験上、人権センターに相談したいと思った事は、労働環境に対する事であり、パワハラについて相談したことがあるが、この方針では労働者の人権についてはその他の人権になるのか。働き方改革も言われており、昔はオーバーワークや上司から怒鳴られる等もあったが、今はそれが普通でないということに気付かない人もいると思うので、一つの項目として労働者の人権を取り上げてもよいと思うがどうか。
- 事務局 職場でのハラスメントは社会情勢としても大きな問題となっているが、個別事項の分野 については対象者別の切り口にしており、労働という環境になると障害者や高齢者と並 列ではないと考え、今回は労働者の人権という分野は設けていない。指摘いただいたパワハラについては、少ないが、「その他の人権」に各種ハラスメントとして記載しており、パワハラに対して取り組んでいかなければならないという意味で、基本方針には盛り込んでいる。
- 事務局 労働行政は市では行っておらず、相談も労働基準局や労働監督署に行くことになるので、 市の施策につながってこない。人権問題としては認識しているので、「その他の人権」 に記載している。今後状況が変わり、市でも取組が必要となれば記載することになるが、 現段階では県やハローワークでの取組になっている事から、記載していない。
 - 会長 ハラスメントの条約を批准することになれば記載が必要となってくると思われるが、労働の問題となると事務局の言うとおり、労働局の管轄になる。または労使の関係で職場でという形になると思う。
 - 委員 「障害者」の「啓発」について、障害者差別解消法は一般の人にという記載があるが、 一般の人という言い方は、障害者が一般でないというようにも取れるため、文言を考え てほしい。

「生活」の部分では、障害者と認めていないが、ひきこもりや障害者手帳を取得できない軽度の障害者等生き辛さを抱えた人達の対応や、地域生活を充実する方法を入れてほしい。

国の事業で高齢化社会を見据え、障害のある人に24時間対応できる地域生活拠点事業が県では福祉圏域で一つ作ろうという方針となっているが、県では一つもまだ出来ていないという現実がある。地域生活拠点事業を作ると言う方針も入れてほしい。

「相談」の部分では障害者相談員の活動についても記載をしてほしい。

説明員 「啓発」の部分について一般や普通の人という表記でなく、地域の人等に改める。 ひきこもりや生き辛さを抱える方の事を入れればという指摘であるが、ひきこもりの方 の中にも自分は障害者ではないと認識している方もいる中で、入れることが適当でない と考えている。ひきこもりの方も原因が多種多様なので障害の分野にひきこもりを入れ ることは難しいと考えている。

地域生活支援拠点については、今年度、来年度に障害福祉課で進めようと考えている。まだ具体的でないため記載していなかったが、方針として、地域生活支援拠点を構築するという記載をする。

「相談」については、障害者相談員として24人にお願いしており、当事者として相談 業務を行って頂いているため、追加で記載する。

委員 生き辛さを抱えた人のところだが、P21のその他の人権に生き辛さを抱えた人々とい

った文言を加えてはどうか。

- 事務局 「その他の人権」に挙げている他の問題とひきこもり等の問題が並列になるかというと ころを含め、検討する。
 - 委員 「外国人」の「教育」について、小・中学校での取組の記載が長いため、分かりやすく した方がよい。

外国籍児童で、親が日本の文化やシステムを知らないために、障害がないのに、特別支援学級に入っている子どもがいると聞いている。日本語や日本の文化の指導についても記載をしてはどうか。また、国際感覚を持った子どもの育成として英語教育の事が記載されているが、これはカリキュラムがあるので人権の分野で書く必要がないのではないか。多文化共生や国際理解の部分を書いた方がよいのではないか。

社会教育の部分も、多文化共生について行政と国際交流協会が協力するような書き方にするとよいと思う。

- 事務局 「教育」には人権教育の事を書いているが、人権教育には大きく学校教育と社会教育の 2つがある。「外国人」の「教育」では、学校教育の部分が多く記載されており、社会 教育の部分は、先ほど別の委員から指摘のあったとおり、国際交流協会の事しか記載が ないため、その部分は膨らませていくという回答を先ほどさせていただいた。 学校教育の部分については、日本語が不十分なため特別支援学級に入っているというよ うな現状があるかどうかや、外国語教育が人権を意識してカリキュラムに入っているの かについて、教育委員会に確認し、相談のうえ、記載内容を検討する。
 - 会長 大体どの分野からも意見が出たが、他にはないか。他にないようなら事務局から何かあ るか。
- 事務局 本日頂いた意見を反映して、次回の審議会に向けて改訂案を作成するが、この場での言い忘れや、後から意見が出た場合は、期限が短くて申し訳ないが、7月30日まで事務局で受け付ける。
 - 会長 1週間だが、意見があればぜひ事務局まで伝えてほしい。
- 事務局 今後のスケジュールの中で、大きな変更は7月30日までとお願いしたが、もう一度審議会で皆様に意見を頂く機会があるので、文言の修正や簡易な追記等はそこでも対応できる。大きな視点で見て頂き、この視点が抜けている、この視点は違うというような事があれば意見を頂きたい。
 - 会長他になければ審議を終了する。